

発議案第20号

政治の責任で「ブラック企業」の一掃を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年9月13日

八千代市議会

議長 松井秀雄様

提出者	八千代市議会議員	中村健敏	㊞
賛成者	八千代市議会議員	堀口明子	㊞
	同	皆川知子	㊞

提案理由

国に対し、「ブラック企業」の一掃のために政治の責任を果たすよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

政治の責任で「ブラック企業」の一掃を求める意見書

過酷な労働環境のもとで、若者を心身の限界まで働かせて使い捨てる「ブラック企業」が社会問題化している。長時間労働と「サービス残業」が常態化し、パワーハラスメントなども加わって、心も体も病む若年労働者がふえており、対策が緊急に求められている。

原因は、労働者を保護するルールが弱いからである。労働基準法では、残業の上限がなく、労使協定を結べば、企業は思うがまま長時間残業を命じることができることになる。また、企業に労働時間の把握や管理を義務づける規定がないことも「サービス残業」の横行を許すことになっているのである。

厚生労働省が6月に発表した2012年度の労災認定件数を見ると、仕事のストレスなどによる精神疾患による労災認定者は475人（うち自殺者93人）で、前年度比46%増で過去最多の事態である。労災認定された人の残業時間は、月100時間～120時間未満が66人、120時間以上～140時間未満が46人、160時間以上が46人となっており、29歳以下の若者の自殺者が21人もいるのは重大である。入社して2カ月後に過労自殺した26歳の女性は、深夜残業が月140時間を超える勤務状態だったと言われている。このような異常な日本の労働環境を懸念して、国連の社会権規約委員会は今年5月、長時間労働を防止する措置を講じるよう勧告するほど深刻である。政府もようやく4,000社の実態調査を始めることになったのである。

ところが、政府は大企業の要望に沿った「成長戦略」として、長時間残業を助長する労働時間の規制緩和や解雇自由化を図ろうとしている。これでは「ブラック企業」の根絶どころか、拍車をかけるものであり、許されるものではない。

よって、本市議会は国に対し、「ブラック企業」の一掃のために政治の責任を果たすよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様